

経済産業省 資源エネルギー庁訪問 面談記録

訪問日 2020年7月15日(水) 14時00分～15時30分

訪問先 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

経済産業省 資源エネルギー庁

応接者 電力・ガス事業部 電力産業・市場室 (2名)

訪問メンバー (7人) 組合員1名、託送料検討委員会メンバー6名

GC: 本日はお忙しい中、面談の機会をいただきありがとうございます。早速ですが、事前にご相談させていただいた進行内容ですすめさせていただきます。

はじめに、2つの負担金を託送料金に課金するという4月の省令施行後の進捗状況についてお尋ねします。まず、はじめに今回zoomで参加しております、グリーンコープ共同体代表理事の挨拶から、お願いいたします。

GC: このたびは、コロナの影響でオンラインという形で参加させていただいております。こうした措置にご理解をいただき感謝いたします。今回も私たちが届けている疑問に応答いただける時間をとっていただきありがとうございます。よろしく願いいたします。(※熊野さんの最初の挨拶が抜けています。)

経産: 省令は4月に施行されていますので関係規定が追加されているという状況になります。その上で現在の状況ですけれど、電気料金、託送料金になっていきますので事業者からの申請に基づいて対応していくという事になります。現時点では事業者からの申請が出てきていないという状況になっているので、ご案内の通りの状況であります。託送料金に上乗せされているという事にはなっていないという状況。

GC: 現時点では申請が出ていないというのはその通りだと思うのですが、申請に備えて準備されているとか、そういう事は特にはないのでしょうか。

経産: 4月に施行したのですけれども、すぐには難しい状況と聞いている。現時点では、申請は出てきていないという状況になっています。

GC: いきなりポンと申請に最終なるにしても、やり取りがあるでしょう。そこら辺でも全然動いていないのですか。

経産: 託送料金の申請が来る前に、まず発電事業者から託送回収額の申請がくる状況になってくるのですが、そこでまず貫徹委員会(電力システム改革貫徹のための政策小委員会)の報告書で、2.4兆円の考え方などもすでに示されているところではあるのですけれども、この考え方に基づいて申請が来るという風に認識しているところ。まだその手続きについて調整されていると聞いている。

GC: ということは最初の発電事業者が第一、その第一から来ていない。全く。

経産: はい。

GC: そちらの方から何か指導とか、出してくださいとか要請みたいなものは考えてはいないのですか。

経産：制度としては賠償に必要な不足分の資金であったり、廃炉に必要な費用であったりということで制度を措置させていただいた、という経緯がありますので、いずれにしてもどこかの段階では申請が出てくるのだと思う。

GC：申請が来るのをずっと待つだけであって、積極的にそちらの方からするという事はないんですかね。

経産：賠償が滞るとかですね、そういうことがあれば考える状況ではあるのですけれども。

GC：機械的に省令を読めば「賠償負担金を回収しなければならない」という、今後に向けて。「しなければならない」が、させる立場から言ったら、全然動いていないという状況は、待つしかないというのが経産省の立場になるのでしょうか。

経産：今回のコロナの関係で、公共料金の支払い猶予のところは、私ども資源エネルギー庁として電力・ガスの分野に対してお願いをしているという事情もありますので、そういった状況も踏まえてということもあるのかなと思っています。

GC：申請が秋ぐらいにでるとするじゃないですか、施行日は4月1日。回収しなければならないのですが、たとえば10月に出たとしたら、10月時点から託送に上乘せされるのか、遡って4月のところから請求されることになるのか、どういう形になるのでしょうか。

経産：申請が出てきたあと、審査のプロセス等が生じます。例外的に遡ってすることができるというのがあるのかもしれませんが、基本的には将来の実施日に向けて申請し、そこに向けて審査をするという流れになりますので、申請した時点以降の改定を前提に申請が出てくるものだと思います。

GC：グリーンコープでんきとしては申請がされた後の料金を払う事になって、4月から申請までの分は払うことにはならない、という理解でいいんですかね。

経産：いつ付けの実施日で託送料金の改定をします、というような感じで申請がきます。それを認可するとその実施日の日付、4月であれば4月以降に適用されるという事になります。

GC：認可のプロセス、審査を行いますよね。通常の託送料金の値上げ等であれば、同じように審査はあると思うのですが、今回は審査会かどこかに意見聴取、ヒアリングみたいなのをされることになっていますよね。今まで電気料金を値上げする時にはそういう審査会での意見聴取はしていたんですか。

経産：はい。電気事業法の規定で、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴かなければならないという規定がありますので、その規定に基づいて意見聴取するという対応をする事になると思っています。

GC：いままでとやり方は一緒で、今回特別に委員会に意見聴取するという手続きをするわけではないんですね。

経産：託送料金の変更というのがおそらく今回初めてになる。厳密に言えば。自由化に伴って低圧分を創設したという過去の経緯があるのですが、その時には監視委員会に照会していますので、それと同じ扱いになるかなと思います。

GC：極論、賠償負担金に関しては2.4兆円と決めていますよね。おそらく40年で回収と言っているから、1年間何百億と予定が一応あると思うが、それがずれこむと

ということですか。

経産：そうですね。

GC：仮に1年間動かなかつたら、1年後に始まつたら、今から考えれば41年後に全部終わりますと。

経産：1年遅れたとして、40年間で回収期間が固定されていて、残り39年間で回収するというので、1年間の回収額が39分の40になるとは考えない。

GC：額そのものは2.4兆円をもらわないといけないのでずれ込むということはないということですね。

経産：そうですね。

GC：申請が出て、それからのプロセスはどこどこを経過して、最終大臣の認可まで至るということになるのでしょうか。

経産：プロセスは2段階、3段階続くということになりまして、まず原子力発電事業者から託送回収額の申請がありますので、まずその確認をさせていただく。確認をした後、承認をすることになるのですが、その承認後、発電事業者だけでなく一般送配電事業者にご連絡をさせていただきます。一般送配電事業者はその通知の内容を踏まえて、託送料金の改定について検討し、必要に応じてその託送料金の改定の申請を行う。料金改定の申請がありましたら、そちらについて審査を行う。その審査については電気事業法の規定で、監視委員会に意見を聞くことになっていますので、意見聴取の結果も踏まえて審査を行います。それが認可になると、その後、各社で準備をして料金改定の実施日となるというような流れになります。

GC：消費者庁とか消費者団体の意見を聞くとか言うのはないのですか。

経産：説明が不足して申し訳ありません。今回の措置については、託送料金に上乗せするにあたっては監視委員会に加えて、消費者庁にも意見を聞きながらすすめるということになりますので、消費者庁でも見てもらうという事を予定しています。

GC：それはどこかで異議が出たときに差し戻しや、継続審議がされるような構造なのではないでしょうか。

経産：審査のプロセスで、何か修正をすべきところがあれば、過去も小売料金の改定で例があるのですが、補正をお願いして改めてもらうということは必要に応じてやっていくという事になります。

GC：まだ動いていない。一番最初が動いてない。でもどこかで動き出さんといかんだろうから動くであろう。発電事業者の申請からまず始まって、発電事業者のスタートから始まって、そして動き始めるという。その途中のプロセスで、申請がありましたとかいうことは私たちとか国民とかが知るといのは、どうやって知ることになりますか。

GC：申請があったとたんにホームページに載せますよね。通常。

経産：料金の改定の時には、事業者からの申請があった約款などについてホームページに掲載をすることになります。今回についてもそれに準じて対応をさせていただくことになるかなとは思いますが、託送料金の改定ではなく、原子力発電事業者の託送

回収額の申請のところは、これまで前例がないものですから、その対応については今検討しているところですが、できるだけ透明性の高いプロセスが必要だと思っているので、前向きな対応ができるようにすすめていきたいと思っている。

GC：法律で決まったわけではないけれど、2017年の第193回国会で相当やりとりがあって、託送料金を使ってこんなにやるのは前例にないことだから国民にしっかり伝えて理解を賜らんといかんというふうに言われている。経産省の方も今日が3回目ですけど、1回目の時から国民への情報公開、丁寧な説明だけは絶対にせんといかんと言われ続けているのですが、見たところ全然動きもないし、動きがないことについてもこうやって聞かないとわからないし、今のお話を聞いても、結局申請がありましたという事がホームページに載るだけで、これは国の言葉をそのままですけど、託送料金を使ってこういうことをやるのはウルトラCのことだから、これは松村先生の言葉でしたかね、ウルトラCのことで、二度とあっちゃいけないことだからというふれこみで始まることにしては、説明をしようという気持ちがあんまりなくて、これは勝手な私の推測ですけど、前回もおっしゃられたけど、原価を落として託送料金そのものは値上げをせずに見合わせるようにして、形の上では全国民から新電力も含めて託送料金でこの賠償負担金を取る。本当は値下げできる託送料金を値下しなくて。料金が値上げにならないから、それでなんとなく国民感情から言っても過ごせるみたいな、そんな風に思われているのではないかなと推測するのですが。本当に前代未聞の、こういう福島の賠償を滞りなくさせるためだとやっぱり思うんですよ。そのために全国民からお金をいただいています、みたいな。そういう形でやられるつもりではないんですかね。

経産：プロセスに当たっては、透明性が重要だと感じているので、適切な情報については発信していきたいと思っています。他方で事業者側の対応を拘束するとか、縛るようなこともなかなか難しい立場なので、そのバランスをみながら、情報発信をすすめていくということになる。

GC：具体的にこの情報に関する発信は、申請があったということをホームページに載せる以外のことはないんでしょうかね。

経産：いつまでに出しなさいという立場でもないのです。出てきたらその審査をしてという事になってきます。その段階でも前例がないことなので検討中だが、おっしゃるとおり透明性は重要だと思っているので前例にとらわれず、申請がありました、という情報発信をしていくことは必要かと思っている。

GC：経産省のホームページかなんかで託送料金制度の説明とか、こんな質問があってこんな風に答えています、というようなページは作られているのですか。

経産：「託送料金とは」という事は資源エネルギー庁のページにあります。

GC：そしたらその中にこの賠償負担金と廃炉円滑化負担金とか、あるいは現時点で言ったら使用済燃料再処理等既発電費みたいな、いわゆる通常を送配電費用コストではなくて、政策経費というか、バックエンド事業とか事故賠償とかそういう事のために特別に託送料金制度を使って回収しています、というような。そんなことを書いてある頁とかを作られないんですか。

経産：「託送料金とは」のページに掲載しています。各社の電気料金の明細表とか、小売りの料金明細に書いてあるようなことと似たような情報ですが、託送料金にはこういったものが含まれています、という情報はホームページに掲載しています。

GC：経産省のホームページで「託送料金とは」ということで検索してみつけられるのですか。

経産：電気料金のページがありますので、その中で託送料金の仕組みとかいうページがあります。

GC：それは国民の皆が見れる状況ですね。今度みてみます。

経産：はい。資源エネルギー庁のページです。

GC：変な言い方ですけども、なくして欲しいとする我々からするとこのままずっと動かずに消えてしまえばいいんですけど。しかし、やると言っているものですから、どこかでやられないと落ち着かないので、ちょっと複雑な気分です。

GC：説明をうかがっていて思ったんですが、この省令をつくるということについて、ある意味満を持して法律にしないで省令という形で決めていますよね。それは執行されるのが前提で決めていくのだと思うんですけど、こういった風に申請がないというのは、過去にもこういったことはあったのですか。

経産：あまり例になるかどうかかわからないが、一般負担金の例で北陸電力とか中国電力は省令上、小売料金の料金原価に一般負担金を算入できるとなっているが、料金改定をしていないということもある。

GC：みんながのってきそうな感じがするのですが、そうでもないのでしょうか。

GC：先ほどの質疑応答でもありましたが、時期が遅れたからと言って総額は全く変わらないので、回収するどちらにとっても、いつからかが遅れるだけで、回収する額そのものはかわらないから。そういう意味では事務手続き上可能な限り早くやればいいという位置づけになっちゃうんじゃないでしょうか。早くやったら沢山取れるとか、遅くやったら少しか取れないとか、そういった関係にはならないので。多分そういう理屈なんですよね。だから、動機づけでは一般論としては早くやりたいだろうが、今の時点では最優先課題にならないという話なのかもしれない。

GC：コロナの対応などでバタバタしているから遅れたのですか。それとも、それがなくてもですか。

経産：こちらとしては、今回の場合では託送料金が上がる可能性があるという事になりますが、他方で資源エネルギー庁から各社に対して、コロナの影響で休業せざるを得ないなどいろいろな事業者の事情があるなかで、電気料金やガス料金の支払い猶予のお願いをしており、公益事業を担う電力会社さんの立場で、そのことを踏まえて総合的に判断されているということかなと思っている。ただこの瞬間、制度そのものはできているので、申請できる状態であるということに変わりはない。

GC：いつ頃になるかというのは全くわからないのですかね。

経産：そうですね。

GC：回収枠の申請があってからですよ。申請があってから認可が下りるまでどのくらいかかるか。

経産：省令に基づいて、回収額が適切に算定されているかどうかについて確認をしていく事になる。賠償であれば2.4兆円の考え方、廃炉であれば廃炉会計に基づく考え方について事務的に確認することになるので、従来の料金改定のような数カ月を要するものではないと考えている。

GC：電力会社、関西電力が7月末にお会いいただけることになったので、聞くんですけど。電力会社の立場から言うと、送配電事業者として接続関係の相手である新電力である我々にある種、負担金がありますと伝える義務がありますよね。今日は制度の枠組みとしてあるということで経産省にお伺いしているのですが、電力会社の方には民対民の関係でそういう動きが始まったら教えてくださいよと言ったら、教えるのが好ましいですよ。送配電事業者として。

経産：どの段階でというのはあるかなと思いますが。経営判断の段階ではまだお出しできないかと思いますが、他方で申請をして以降については各事業者様が対応できるように必要な期間において、ちゃんと対応するというようなルールに則っての対応になるかと思う。

GC：今日のお話からいったら、それは横ならびではなくて、各会社ごとですよ。横並びで、どの発電事業者も併せて申請をすとかではなくて。

経産：事業者ごとです。一斉に出しなさいという事ではありません。

GC：極端に言うと…ある事業者が一番で、次が半年後、極論言えば10年後でとかいうことも理屈上はありうるということでしょうね。

経産：あり得ると思うが、複数の地域で事業展開をしている小売事業者が煩雑になってしまうかなと思います。

GC：そこらへんは生き物がどう動くか見ておくですね。

経産：それで言うと御社は西日本全体でやられているので。

GC：3社です。

経産：それだと煩雑になってしまうことがあるかもしれません。

GC：どこかの1社がずっと出ないときに経産省では何か指導というかそういう動きをするのでしょうか。

経産：最終的には発電事業者が負担金として原賠機構にお金を払うという事になるのですが、そこが滞りなくできるのであれば、申請を出さないことは可能だと思う。ただ発電事業者が申請を出してきたら一般送配電事業者はそれを回収しなければならないので、そこはルールに則って進んでいくという事になる。

GC：今のに触発されて。原賠支援機構も管轄ですよ。今のところ予算を運営委員会で毎年決めて一般負担金等額が年間1630億円ですとずっときているとおもうが、今回、この賠償負担金も4百何十億になるかと思うんですが、それを40で割ったら2.4兆円になる。それをもらおうとしたら、一般負担金予算額は、それをもらおうとしたら一般負担金は1630億プラス400億くらいの2000億円で予算をたてることになるんですかね。

経産：そこは毎年、年度末に額を決めてきているというのがこれまでの運用になりますので、賠償負担金が入ってきたタイミングでどうするかというのはあらためて検討

する必要があるのかなと思いますが、どのように額を設定するのかというのは機構さんの方で検討されるのかなと思う。

GC: 支援機構の方で検討するという事か。理屈から言ったら足さんといかんですね。今までの分に400億集めるのだから。で。もう年度が始まっている支援機構はそういう予算はまだ決定していないのですかね。今年は。

経産: 今年度分を年度末にいつも決めていきますので。2021年の3月に2020年度分の負担金額を決定するという事になります。

GC: 遡って予算を決めるということですか。

経産: 当該年度の電力会社の収支を見る必要があるのです。年度の最後になってこないと各社の収支の状況が見えないので年度末に額を決めている。

GC: さっきの回答の中の確認なのですが、電力会社が自分たちで過去分を支払う、納めるという事であれば、新電力の方から払わなくても構わないという回答をされたのですか。

経産: 発電事業者のところでそれが可能であれば、託送料金に上乗せをしないという選択肢を取ることもできなくはないと思う。ただ、制度を措置した理由等を踏まえるとさすがにそれは選択肢としてはあるとは言いつつも、想定上の話でしかなくて、実態上は何かしら回収しないと各社の損益に直接かかわってくるのではないかなと思う。

GC: 条文上、接続供給の相手方から回収しなければならないとなっていますけれど、そこは電気会社の判断に任せるという事もあるか。

経産: そこは、はじめに発電事業者が額を申請して、一般送配電事業者に額を通知したら一般送配電事業者は回収しなければならないという立て付けになります。一番初めのところで発電事業者が額を申請するかどうかというところは可能性としてはあるのかなと。ただ、制度を措置したという経緯もあるので、それは考えにくいのかなと思う。

GC: もしそういう会社があらわれると発電事業者が回収額の申請だけはするけれど託送料の方の申請はしないということになるのですかね。

経産: 発電事業者は回収額の申請をしまして、一般送配電事業者が回収を行います。回収を行ったものをまた発電事業者に払い渡すという流れになっているので、一般送配電事業者は回収を担う立場。

GC: だからもし託送料に上乗せしないとすると、託送料の方の約款の変更申請をしないで自分で払っちゃうということもあるという考え。託送料の認定変更申請をしたらそれを回収しないという事はあり得ないのか。

経産: 額の申請があつて、私どもが通知をしたら回収プロセスはしなければならない。そこはしないとこちらから指導させていただくということになる。

GC: そうでしたら、4月15日付で書面をお届けしています8項目。それをご回答いただくといい事ではないですか。これまでと重複する部分もあるかなと思います。

経産: はい。①の使用済燃料再処理等拠出金の未拠出分とはどのようなものかという事で

すが、廃炉に伴って格納容器とかに入っている核燃料が使用済みという扱いになります。炉が動いていればそれはそのままなのですが、廃炉になると使用済みという扱いになりますので、その分が一括して費用として減損の対象になってきます。それを廃炉会計を通じて未拋出分ということで、廃炉に伴って一括して使用済みになった核燃料について対象にするものです。根拠及びその基準をどう算定するかという事については現有の核燃料の量と毎年機構が決めている単価に基づいて未拋出分というのが算定されることになります。

G C : 使用済みになっていないのだけど、廃炉を決めた瞬間に未使用で残っているものという意味ですか、それとも格納容器に入っている使用していないものも使用済み燃料とするのか。

経産 : 拋出金制度は毎年炉を動かして発電して使用済みになった量に単価をかけたものを各社が拋出金という形で機構に納めてください、となっている。それが通常の流れなのですが、廃炉になると使用済みになるはずだったもの以外が残りますので、それを全部使用済みにみなすという事にします。それを一括して拋出金として機構にお支払いいただく必要がでてきますので、それが巨額に一括して出てきますので、それについては廃炉会計で、単年度ではなくて均等償却するという事で制度化したものですので、その基準とか考え方については、単価は変わらず、量については核燃料の量に応じてということになります。

G C : 今ある制度と引当金との関係という前提で聞くのですが、2000年に最終処分にかかわる法律ができて、2005年に使用済み燃料の再処理の積み立てに関する法律ができて、その後1回改正があって、という理解なのです。その二つの法律とその法改正の中で、今申された廃炉の瞬間の容器に残っている燃料に関しての定義とか、それに関する引当金とか積立金とかいうのは既にあるものなのですか。それとも今までの法律と積立金の制度の中にはないものなのですか。

経産 : 流れで言うと、初めに積み立て制度ができ、自由化が進むので積み立てではなく、第三者の機構というところに拋出をするということになりました。そして毎年使用済みになった燃料についてその量と単価をかけて必要な額を拋出金として機構に納めるという流れの中で、最後廃炉になったところで本来は毎年動かしていくことによって使用済みになるはずだった燃料が一気に取り扱いが決まらないこととなりますので、その分については使用済みということに見なして拋出金を支払う事になっています。

G C : これはたとえば40年操業するとして、もともとその拋出金というのは40年分毎年使う量として相応して拋出金となって行く。それで例えば40年が25年で廃炉になったとして15年まだ使用していないという事になるのだけれど、本来15年間毎年毎年だすので、その分は廃炉円滑化に振り替えて出してもらおうということか。

経産 : おっしゃるとおりです。計画通りであればそうですが。国としては早期廃炉をうながすということで、早期廃炉をさせるための施策として廃炉会計を措置しています。

G C : これは逆にいうと、使用済み核燃料再処理等拋出金の未拋出分という表現をとる必要は、今言ったように40年でこれを取るように決まっているのですか。ルールが。

経産：単価というのは、必要な費用から算定しています。単価を設定して拠出金を集めているという状況になるので、現時点では13.9兆円というような費用がかかるという前提で拠出金の単価は算定されているということになる。

GC：厳密な算定は従来使用したものにかかっているのだけど、総体としてこれだけ使うよと言う想定でやっていて、そこまで使わないで終わっちゃうと拠出算定金額が発生してしまうということ。

経産：未拠出分はそのようなイメージです。

GC：多分算定根拠としては総額の想定とそれに基づく使用済みの分の算定の仕方しかなかったのですよね。

経産：はい。新しい概念を持ち込んで算定するというようなものではありません。

GC：①の最後、後半で尋ねていますが、現在託送料金の原価における使用済み燃料の既発電費の総額と残額はいくらですか、からこの質問が始まったんですが。それはお分かりになりますか。

経産：そうですね、確認をしまして、大まかな額ですが。これは既にお答えしていますが、これまでにどれだけ集めたかということでは1兆円強ぐらいの規模になっています。全体としては1.3兆円を既発電費として回収するという事で予定していて、残りの分については、あと多くはないですが回収をして終わっていくものかなと思っています。

GC：今の説明で3000億円残っている。既発電費ということで回収しようとしている。

経産：過去分として回収している。

GC：一方で何かの資料で見たら開始から15年とか、そういう電源があつて2019年度か2020年度で終わるのですか、どちらですか。

経産：20年度だと思います。

GC：そしたら20年度でもって託送料金の原価明細にある使用済燃料再処理等既発電費3000億円総額は終わりという事で。

経産：そうですね1.3兆円が先かどっちが先かによりますが。

GC：という事は前段説明された未拠出金というのは拠出金が法に基づいて使用済み燃料再処理のために集まっているが、廃炉になった瞬間これまで計算に含まれていなかった容器に残っているものがある。それを廃炉円滑化負担金の勘定のもとで同じ計算に基づいて未拠出分と計算するという理解だから、これまで私たちが知らなかったような、あるいは法律とか制度化されていなかったような使用済み燃料再処理に関わる費用形成がされるということではない。

経産：そうですね。過去分は過去分。

GC：過去分で終わる。現在分は拠出金で廃炉になった瞬間に残るものは廃炉円滑化負担金にすることですね。

経産：過去分とはことなるものだということ。

GC：めちゃくちゃなことではないということ考えていいという。

経産：そうですね。説明をさせていただくとそういう事になるかなと。

GC：既発電費の分は2020年までで終わるみたいなことが書いてある資料を見たこと

があるのですが、何時までと決まっていたわけではないのですか。2019年度。2020年3月までですかね。だったらもう終わっているということですか。

経産：まだ終わっていないですから2020年度ですね。

GC：だったら1.3兆円のうち0.3兆円残っているとしたら、今までもらっていたのが14年分あるから15分の1が残っているのだったらなんとなく数字感覚としてわかるけど、1.3兆円のうち0.3兆円も残っていたらこの1年間で従来のもらいかたではもらいきれんのじゃないですか。

経産：1兆円というのがいつの数字かということもあるので、もうちょっと1.1とか1.2ぐらいになっているかもしれないのですけれども。他方で回収額というのが電力量に基づいて回収しているの、当初予定していたものよりかはその電力量が減るのかもしれないということはあるかと。

GC：1.3兆円回収予定があって考えたけど、原発が止まっていることにも関係しているのですかね。

経産：現在分は関係するのですが、過去分は関係しないです。

GC：過去分はおそらく説明で行ったらですね、六ヶ所の建設が1981年から始まって1986年に再処理にかかわる制度ができたので、81年から86年の分は全くそれがなかったのもらえてないから、その制度の開始と同時にこの5年分を過去分で既発電費で計算するという事なので、多分総額は。

GC：その回収する方法として電気量で計算、想定した電気の使用量が少なければ回収できる量が結果的に到達しない可能性もないわけではないですよ。

経産：その都度単価を見直せば、回収はちゃんとできるのですけれど、託送料金でどうするのかというのは各社の判断でもあります。

GC：電力会社の明細書には既発電の費用がいくらというのが書いているのですよね。

経産：出ています。

GC：途中から出始めて、これは委員会からきちんと提示した方がいいだろうというご意見があって出すようになったということをごどこかで読んだのですが。そうするとずっと今でも費用を取られているという。私たちは新電力なのですが、そういう事に関しては2020年度でなくなるので、そのことを利用者に案内ができていないのですよね。取られているのか取られていないのかよくわからなくて。

経産：今託送料金に含まれているので、明細には記載させていただいているということです。

GC：しなきゃいけないという事ですね。

経産：FITも同じような考え方で、明細書に載せるという事が適当とされていると思います。

GC：いつまでは入っているというのを利用者に案内しないといけないと思うので、いつまでって言えますか。

経産：2020年度です。

GC：2020年度というと来年の3月ということですか。

経産：2021年度からは入らないと思います。

GC：②というのは今もう…2017年かの改正の時に算定規則も改正になっていますから。

GC：そうでしたか。最近かなと思っていた。

GC：違います。あの時に電気事業法施行規則の改正プラス料金算定規則の改正があったんです。両方改正になっているので。

経産：公布は多分2017年にしていると思うのですが。施行は2020年。今年の4月。

GC：4月以降ホームページで見たら文言が入っているわけですね。4条2項の営業費の中に。賠償負担金と。

GC：見た限り入ってないですが。

経産：申し訳ありません。我々の手元にある小六法にはちゃんと入っていますので。

GC：今のところ我々が確認できるのは政府の官報しかない。その官報当時の改正省令でそう書いてあるので、その時点で4月1日スタートと決まっているのですね。

経産：そうです、4月施行となります。

経産：③にいかせていただきます。一般負担金の額が2012年1008億円で、1630億円とは異なる算出方法で任意・随意ではないかというところですが、2012年についても1630億円の考え方をふまえて1008億円というのを算定している。初年度2011年度については制度措置との関係での運用期間を踏まえ1630億円の半分だったという考え方になるのですが、2012年度についてもこれに準じた考え方で、調整期間を踏まえた月数で案分して算出した金額がこの1008億円となっていて、1630億円にもとづく考え方が基本的にあって、任意・随意の形で設定しているものではないです。

GC：1630億円というのはどうやってはじかれた金額ですか。

経産：震災前の10年間の各社の利益と配当の状況を踏まえて、電気の安定供給や配当などが滞りなく行われる額で十分なものを一般負担金として拠出するという省令上の規定があるので、その中で数億円単位での額を調整する中で各社の状況を見てこの額を設定したということになっている。

GC：各社が出せる金額ですよ。

経産：そうですね。電力の安定供給に影響があっては困りますので。

経産：④については、附則の記載との関係性をどう考えていくのかというところですが、この原賠機構法の附則に基づいて必要な措置という事で、当時ですけれど除染とか中間貯蔵とかがある中で電力の安定供給と福島再生を両立させるという観点から国と東京電力の役割分担を明確化していくというような見直しをして、閣議決定されている文書があるのですが、これに関する措置をしているところでもあります。例えば福島の関係になるのですが、中間貯蔵に要する費用については国がエネルギー特別会計から支出をするというような制度を作るとか、そういったことの措置をしているもので、今回の賠償の備えの不足分というものとは違う制度でそれぞれ必要

な措置を講じているということで認識している。

GC：今の説明はそれで理解できたのですが、もっとリアルに行くと、2011年に支援機構法が作られたときの国会で、当時の与党と国が出した原案に対して現政権側の議員を中心に反対意見が出て今の西村経産済再生大臣とかが何人か中心になって修正案を提出して、その修正案を基に支援機構法ができて。その修正案の中身というのは東電以外の他の原発事業者である会社から一般負担金を相互扶助で出させること自体がおかしい、という意見だったと思うんですよ。当時の西村議員とかが出した修正案で特別負担金と一般負担金は区分がわかるようにして、という風に措置したと。最終答弁を見ると立法者である自分たちの意志としてはある時点で賠償額なんかが見えてきたら最終、東電が責任を負うべきお金だから、他の電力会社が出している一般負担金については、返すとまでは明言できんけれど、返させたいと。東電から他の電力事業者に。というのが立法者の意志なので、それができるようにするというのがこの附則第6条になったと思えるんですよ。国会議事録とか解説を見る限り。そんな風にして11年にできて、その後国会議事録を見ているのですけれど、一回14年に原賠・廃炉等支援機構法にかわる法改正の時も2011年の審議の時の精神が再確認されて、まだ見直しができる状況になっていないけれど、早急に見直しをせんといかんと。東電の責任が重いという風にされている。それがいつの間にか賠償負担金になると、もともと東電に責任があつて、他の電力事業者は相互扶助の立場から一般負担金を出して、一般負担金は一応原則上費用とすることが出来るから、審査の上で電気料金にやってもいいけれど、やったとすれば国民負担になるから、極力無いようにしていこうという考え方で一般負担金が定まっていたのに、この賠償負担金、一般負担金の過去分という議論の時にはそのもともとの精神が全く見えなくなって、ただ賠償に必要な費用は過去積み立ててなかったもので、それは過去利用していた国民全体からもらうのが公平で、新電力に移った国民からは新電力を通して回収する仕組みがないから託送料金をという理屈でもって2017年からなっているのですが。それって2011年の附則第六条二項の精神を全く踏みにじっているのではないかという気がするのです。これは⑤で言っているのですが。そのような理解はないのでしょうか。

経産：⑤に関しては、これまでもご説明させていただいている件かと思うのですが、一般負担金制度がどのような経緯でできたのか、2011年以降にできたものであるのですが、本来であればそれまでにあるべきであった制度が、2011年度より前にはなかった。他方で原子力発電所というのはリスクがあるものとして1966年から動いていましたので、その分に相当する一般負担金というのは当然回収されているべきものだったのが回収されていなかった。それを事後的になるのですが、過去分という形で回収させていただくということで、公平性の観点から託送料金を通じて回収するという措置を講じさせていただいたというところです。

GC：では、一般負担金の制度を決めた2011年の最初の支援機構制定の論議をそこな

ってはいないと考えているのですか。私の目からすると全然逆転させているという風に3回の国会議事録を全文読んで思ったわけなんですけれど。そうではないというのが今の経産省の立場ですか。

経産：そうですね。一般負担金の過去分ということで。

GC：今のことに関連して。過去分の前例として二つあげられていて。先ほど来話題になっている2000年の最終処分の法律の時と、2005年の使用済燃料再処理の法律と。2005年の再処理の法律が出たときの過去分の考え方は今説明されているのがその通り経産省からは言われているのですが。その5年前の最終処分に関する法律を出した時は全く逆で国会議員の中から「この分を自由化になって新電力事業者に請求しないのはおかしいじゃないか」と。そしたら国の答えは今とは逆で「原発事業を行っていない新電力事業者から原発事業に必要な最終処分に関わる費用を捻出させるのは不公平である」という風におっしゃられた。5年後にはそれとは真逆のことを何の説明もなくされているのですけれど、そのことというのは許されることになるのですか。

経産：2005年の措置をされたときに託送料金の始まりの段階の時にしっかりと議論させていただいております。託送料金の性格はどういったものかというところで、公益的課題を解決するために必要な費用についても託送料金の性格として位置づけられるという整理を踏まえた上で、既発電費について、過去分という形で回収を開始させていただいたこととして、回収に当たっては過去分の位置づけについて審議会等で議論させていただいた経緯があると承知しています。

GC：たぶんそうおっしゃられるとは思ったのですが、一方で2000年の最終処分の時と2005年の使用済燃料再処理の時は明確に過去分ということが法律が決まるときに一緒に扱われていて、法律の中に附則でこの法律が始まる以前の過去分についての扱いはこうする、という風に決められているんですよ。法律の中身で。その時に私がさっき言ったように2000年の時には新電力事業者には負担させないというのが国の言い分で2005年の時には新電力事業者を通して全国民に負担させるという言い分があって、それぞれ、多分法律を決める前の委員会でのまとめによっているのだろうと思うんですよ。いずれにしても法律を検討するときには過去分というのがちゃんと念頭にあって、過去分はこうする、というものまで含めて法律にのっているのが2011年の支援機構法ができたときの一般負担金は、言ってしまうとこれ自身が過去分だから。私の理解ですが。その支援機構法の中にはそういうことは何もなくて、2000年と2005年の時には過去分をどうするとかいう法律条文があるのですけど、2011年の支援機構法の条文にはそういうのは全くなくて、15年ないし17年もおっしゃられたように法律を変えるのではなくて省令で施行するという風にしてから、前例として出している二つはちゃんと法律に基づいて過去分を決めているのですけれど、前例は手続き上そうしているにもかかわらず、今回の賠償負担金、つまり一般負担金の過去分については、見た目だけ前例を持ってきて、やるべき手続き、法律の性格からいってなすべきことはせずに決めているというような瑕疵がないですかね。

経産：原賠機構法については附則のところで「この法律の施行の前に生じた原子力損害について適用する」というような文言を。

GC：それは適用するというようなことであってお金をどう徴収するというのでは全然ないと思う。

経産：適用してお金をどう徴収するかという記載ではないのかもしれないですけど、その考え方に沿って過去分について、原賠機構法の大きなスキームの中で賠償について実施をさせていただくということになるものと承知をしています。

GC：ここからは意見になりますが。もうこれ以上は申しませんが。⑤でいえば最後の2行の疑問を払拭できる説明とはなれないと思ったということです。

経産：⑥につきましては、ご記載の通り附則のところで、資金援助を受ける事業者が関係者に対して必要な協力を行う仕組みが措置をされているところで、ご記載の通り株主の方に対しては当面の間、無配を継続するということが現在まで続いているところですし、金融機関向けについては借り換えの与信を維持することを要請しているところでして、責任は求めてきたというところで、適切な処置が続いてきていると認識している。直近の総合特別計画でもそれに基づいて実施されているところなので、その取り組みがちゃんと実施されるように見ていきたいと考えているところですよ。

経産：⑦番については関係記事に基づくご質問ですが。まず託送料金のルールを見直してその分が大手電力会社の利益になるのではないかとこのところですが、そうではなくて、現状の総括原価の方式では、必要な工事費の削減と言ったような経営努力が、事業者にとってはインセンティブが働きにくい仕組みになっていましたので、新たにヨーロッパ等で導入されているレベニューキャップという収入上限を定めたいというところで事業者が事業に取り組んでいくという新しい制度をはじめるとを予定してまして、法改正をしたところですよ。新たな制度の目的ですが、再エネの系統接続とか送配電網への投資がなかなかすすんでいないという問題意識がありましたので、事業の効率化を進めて、生まれてきた利益については送配電に回してもらおうということを考えているもので、必ずしもその費用を電力会社の利益にするという事で行っているものではないと。もし仮に利益がでるものであれば、収入上限を見直す等の対応をしていくということになるかという風に思っています。

GC：今のお話では利益に還元するというような日経の記事の書き方が不十分で、利益ではなくて送配電網に投資するというようなことなのですね。

経産：利益を出していただいた上で、その利益を送配電網に投資をできるようにするのが我々の狙いです。

GC：それはリンクはしてないんですか。それが託送料の値上げに自動的にはしないけれども、託送料の値上げをしない条件としてたとえば送配電網の整備にそのお金を使

った場合は託送料の値下げはしなくてもいいとか、そういう形になるというわけではないんですか。要するに使う事を条件に託送料の値下げをしなくてもいいよと、いう風になるのか、とりあえずなるべく使ってね、と言うお願いベースの話なのか。そこのところなんですけれど。

経産：これまでのルールですと、料金はそのままで一定の利益が保証されるため、設備投資の効率化という経営努力のインセンティブもあまりないというのが続いていた。それはよくないので送配電網の事業が進むように、ルールを変えることによって、経営の効率化を進めていただいてその分を送配電網設置に回るようにしていただくというのをルールとして設定した。その上で、ルールを変えたうえで送配電網への投資がなければそれは単純に超過利潤という事になるので、収入上限を下げるという事で託送料金が下がるという動きになってくるかなとは思っています。

経産：⑧番につきましても記事の関係ですが、今回の改正に伴って何か新しい事というものではなくて、福島再生に万全を期すために法改正をさせていただいたというものです。前回やり取りができなかった部分で原発コストがどうかというところでご質問をいただいていますけれど前回の2015年に行った発電コストの試算の状況から影響を与えるほどの状況の変化はないという認識をしているところで、改めて出しなおす必要があるとは考えていないというところですよ。

GC：⑧でお答えいただいたことについていうと、記事を見る限りでは、もらいっきりではなくて、返すといっているのですよね。まあ一時お借りするという法律みたいなんですけれど、返すというのは多分東電の改革宣言で東電がずっと何十年かかけて支援機構からもらっているお金を返していく。どのくらいかの年月をかけて返していくんですよ。

経産：そこは具体的に繰り入れをするかどうかは決まっていないので、その際にどうするかということも決まっていないですし、実際は発動しないことが一番いいことであると思っていますが、電源開発促進勘定がひっ迫しているということで、万一の備えのためにこういう規定を置いたということが今回の改正の主旨となっています。

GC：こちらの質問の主旨は、万一で置いたのだけど実際にいざ使う時に、使いつ放しでは困るので、戻ってくるという事を考えていると思うのだけど、そのまま戻るスキームはどのように考えているのかということ

経産：そこはいくら繰り入れをするかによって変わってくるかと思いますが、それは毎年の時点の電源開発促進勘定の収入状況を踏まえて決めていくものかなと思っています。

GC：コストの見直しは必要じゃないですかと言うだけではいかんと思うので、自分たちも例えば龍谷大の大島先生とかがずっと研究者の立場から原発コストを調べて今度発表したりしているじゃないですか、そういうのをそのまま受け入れるのもいかん

とっていて、自分たちなりに経産省とかに電力会社の原発の本当のコストを知りたいという以上自分たちでも調べんといかんと思っているので、各社の有価証券報告から国のいろいろな電源会計とか。たくさん、文科省とか経産省とかがどう絡んでいるのかわかんけど、NUMO(原子力発電環境整備機構)をはじめいろいろな機構がありますよね。この支援機構も含めて。そんなのにどれだけお金がかかっているか、それはちゃんとコスト化して計算されているのかとか、自分たちなりに見て、ここはあっているとか、ここは違うのではないとか言わんといかんと思っています、ただいかにせん一介の民間の立場で調べるから誤解とか資料の取り間違いとかたくさん出てくるだろうと思うので。ただなるべく時間をかけずにやろうと思うので、もしこんな風に自分たちは思うがどうかという事を届けて、これは事実として違うとか、これは考え方が違いますよ、とかいうのがあつたらそれは教えていただけ、点検していただけますか。

経産：それがどこまでできるかは、そこは私どもの所管を超えて、部門が違ってきますので、そういう対応をさせていただけるかどうかというところもある。すべてをお聞きすると多分通常業務が回らなくなるところもありますので、そこはご相談をしながらという事にはなるかなと思います。

GC：今日はそういう考えを持っているという希望をとどけたので、検討していただければ。

GC：いままでは他の部署からもお答えいただいたのですけれど、今日は電力産業市場室の人だけにきていただいているのですね。

経産：コロナ対応ということで、あまり大勢であつまるのを控えさせてもらっており、本日は私が関係部署のところを取りまとめてお答えさせていただいたという事です。

GC：時間があまりないと思うので、あとは熊野さんが来られて聞いていると思うので意見を聞きたいのですけれど。結局もうやっぱり変えないですか。こういう負担金をやめて欲しいということは。

経産：私どもの立場としてはですね、制度を措置したという状況でありますので、制度を廃止するという選択肢はあるのかもしれないのですが、どうしても世の中の政策的に必要なものであるということで措置をさせていただいたと考えていますので、その必要性を多くの方にご理解いただいて進めていく必要があるのかなと。福島賠償を円滑に進める、原発依存の低減を確実に進めるという視点で必要なものであると考えているところです。

GC：一応、変わらずに行けば、この間もお話ししたけれども、お互いにとっても不本意かもしれませんが、行政訴訟ということ、取り消しをお願いするという事も最終判断せんといかんとは思いますが、やっぱり変わらないですかね。

経産：繰り返しになるのですけれど、必要な措置という風に考えておりますので、必要な措置であるという風にご理解をいただけるように我々は努力をしていきたいと考え

ております。そこは難しい、ということがあれば何が不足しているかというのをこういった面談を通じて、引き続きやり取りを続けさせていただきたいという風に思っております。願いをする立場ではないのかもしれないのですが、こういった場を通じてお話を続けさせていただいて、同じ方向を見て進んでいけたらという風に思います。

GC：本当に丁寧に説明いただいているとは思っています。

GC：託送料金という一つの課題に対していろいろとお話をしていて思っているのですが、いろいろなエネルギー供給とか、そういったエネルギーの政策に関して見てみるとどうしても容量市場とかそういうのも始まりましたので、古い原発なんか結局守られるような政策が取られているように思うんですね。その一方、一生懸命に再エネを進めているという、そしてエネルギー基本計画でも23%まで再エネを増やそうとしつつ、再エネを増やそうという意思が見えてこないんです。託送料金の問題を考えながらいろんなことを調べていくと、そういったことがいっぱい見えてきて、託送料金一つにしてでも大きな問題にならざるを得ないような状況なのに、それよりももっともっとさらに原発を守るような様子がどうしても感じられるのですが、そここのところは経産省の立場からどんなふうに見えますか。

経産：基本的には3Eというような言葉を使いながら我々やっているのですが、経済性とか安定供給というところも必要であるという前提での立場にはおります。新しい再エネをどんどん入れていくことは必要だとは思っておりますので、資源エネルギー庁の中ではその担当する部署、必要な部門をしっかりと置いてやっているところではございます。必要な予算、洋上風力とか必要な制度措置をしながら一生懸命進めているところではありますので、全てをバランスを取りながらエネルギー施策というのを進めさせていただいているというところで、決して古い原子力発電所、最近の説明では石炭火力が話題になっていますが、守るというつもりではなくて安定供給をしていくうえでどうかという論点がある中で、原発依存度は低減させるという大方針で動いているという事についてはご理解いただくと幸いです。

GC：でも容量市場では古い原発を持っている電力会社には莫大なお金はいってくるわけでしょう。

経産：そこは安定供給の面もあるかと。

GC：動いていない原発にですよね。

経産：他方で石炭火力の問題もありますし、再エネの問題もある中で経済性、安定供給をどう保っていくかというのを総合的にエネルギー政策というのを進めていく必要があるのですが、必ずしも古い原発を守りたいとかいう何かそういう利権とか利益があるというつもりでは日々我々は仕事に向かっていくところではないというところはご理解いただくと。

GC：では最後に代表理事から何かあればお願いします。

GC：(Zoom) 聞こえますか。私たちがなんでこんなに何度も何度も訪問させてほしいとか、質問させてほしいと言っているのか、なぜだろうと思っておられるかもしれ

ません。一方ではこうやって誠実にいつもAさんが誠実に回答してくだるので、Aさんを信頼して少しお聞きいただきたいと思います。

私たちは我が子を健やかに育てたいという思いから、いのちを育む食べもの運動を展開するグリーンコープに集って家族の健康を支えながら生活者の視点で今の社会のことを考えています。また、ひとりの母親として子どもたちの未来の社会のことを考えて日々暮らしています。原発はひとたび事故を起こすと、最近では汚染水のことなどが問題になっているのですけれど、本当に深刻な影響を引き起こす上に福島では人と人との分断が地域の問題まで引き起こしています。福島原発を教訓にして原発に頼らずに暮らしていく未来を私たち大人は子どもたちに残していかないといけないと私は思っています。今だけよければいい。という考えは、子どもたちに対してあまりにも無責任で、失礼だろうと思います。グリーンコープでは安全な食べものを私たちに提供してくださる生産者やメーカーの方々と直接出会って対話することがあるのですけれど、例えばお野菜でいったら消費者としてはできるだけ農薬を使って欲しくないとかいろいろ思うんですが、実際は作り手からしてみればそんなに簡単なことではなくて、出来れば除草剤は使って欲しくないとか私たちは思うんですけど、雑草をこまめに取らないとないけない、虫の害とかいろいろ問題が出てきてしまいます。そんな大変なことがあってもやっぱり農業が生業として続けていけるような、再生産可能な価格が保障されないと安全な食べものは守っていけないのだなということを私たちは理解してきたつもりです。そういう意味では託送料金が電線使用料というのは分かりますし、送電のために必要な費用とわかればそれは支払うべき費用だという風に思います。でもどう考えても、電気を届けるための原価ではないものがこれに加算されるということは理解ができないし、安全な食べものを手に入れる同じ考えで、電気の送電のために必要な経費であるというのだったら皆が納得できると思うのです。この間、42万人いる組合員がいるグリーンコープでは、託送料金について学習を重ねて、組合員間でも対話を重ねてきて、やっぱり原発に関する費用が託送料金に含まれるのはおかしいよね、という結論に達したというのはとても重たい問題なのです。それをぜひ受け止めて欲しいと思うのと、原発のコストは膨大なものなのだという事は、今回福島原発事故のことでとてもわかったんですよね。私たち。でも原発のコストをちゃんと表面化させない限りいつまでも原発の必要性に関する議論がすすまないままと思うんです。未来の社会を大人の責任として、ちゃんと考えていきたいんです。Aさんもきっと経産省の職員である前にひとりの人間でいらっしゃって、きっと大切な方もいらっしゃると思います。国民的な議論の必要性について…きっと思うことも感じていらっしゃる事もあるんじゃないかなと思います。その気持ちをぜひ、経産省の職務にいかしていただいて、省令が撤回できるのかどうかちょっとわからないですけど、そういう撤回も含めて経産省でご英断を頂きたいなと切にお願いします。

経産：有難うございます、いつもこのようなご意見をいただき機会というのはなかなかないものですから、普段のルール作りの中において、いろいろなお声があるという風にちゃんと受け止めて、我々は働いていかなければならないというのは常に肝に

銘じているところがございます。ルールづくりをする中で、なかなか見えていない部分もありますので、こういった意見交換をする場というものは、いろいろな意見があるという事を改めて感じさせていただけるという事で、重要な機会だと考えております。ただ必要な施策という事と、本当に必要な施策なのかというところのお立場の違いとか考え方のところがあるかというものが、これまで長くやり取りをさせていただいたところで見えてきた部分かなという風に思っていますので、是非とも今回の施策について、我々がどういう考えでやっているのかというのを、こういった議論を継続させていただきながら理解を深めていくという風にできないかと考えておまして、立場があるというところではあるのですが、こういった場を設けて定期的な打ち合わせをするという事で、何か新しい議論というようなことができないのかなと。託送料金回収に限らず、ほかの制度についても議論すべきものがあるのかなとも思っていますので、そういった点でもいろいろお話をさせていただきながら、これからもいろいろな意見を届けていただきたいという風に思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

GC：熊野さんよろしかったでしょうか。

GC：説明を今日はどうも丁寧に有難うございました。資源エネルギー庁のホームページを拝見すると、ちょっと古いデータ、平成28年10月ぐらいの。託送料金は平均単価というものを示していただいているのですが、送配電事業者、旧一般電力事業者ですね、単価というのは大体9円～10円くらいですよ。そのうちのいわゆる電源開発とバックエンド費用が0.4～0.5円くらいになるのですよね。で今回のこの二つの賠償負担金と廃炉円滑化負担金これを入れた場合大体どれくらいに、割合的にはどれくらいになるのでしょうか。

経産：地域によってまちまちではあるのですが、賠償過去分について議論した時にはたとえば7銭というような見込みをさせていただいているところではあります。細かな数字は多少前後する。プラスマイナスあるのかもしれない。

GC：両方合わせると？

経産：廃炉円滑化負担金配分の方は数字がないというか、申請時に各社の減原価償却の状況によってどれくらいになるかというのは私ども算定のしようがないものですからわからないものです。ただ2.4兆円に比較するとそれほどの規模ではないので7銭よりは多分少ない規模になるのではないかなとは思ってはいます。ただ正確な数字はこちらでは持ってはいないという状況です。

GC：その二つを託送料金に上乗せした場合の金額のパーセンテージを明記していただくと原発のコストって常に未来にわたって過去の分を負担しているというのって消費者にとってすごく違和感があるというか抵抗感がある話だとおもうので、目に見える数字としてそれを表していただけるといいなと思います。その数字を見たから逆に原発は嫌だという意識が余計深まるためにもこういう費用を上乗せするというのであれば、それはそれで逆説的に一つのある意味エネルギー政策を変えて欲しいというニーズも出てくるかもしれないんですけど。そのあたり、どのくらいのコストを消費者が負担しなければいけないなということをちゃんと丁寧に説明していた

だきたいなという風に思いますのでよろしく申し上げます。

経産：有難うございます。料金明細ということでも制度を措置し、数字をちゃんと示すことをご説明させていただいてきたところでもありますので、単価のところについては適正なものであるという事に加えて透明性の確保という観点からちゃんとお示しできるようにすすめていきたいという風に思っています。

G C：今後も継続してということをお願いされました。有難うございました。また場をもてることを私どもも希望しております。お忙しい中とは思いますが、今後もこのような形で継続した意見交換の場が開催できるよう、引き続きどうぞよろしくお願い致します。

…本日は有難うございました。